

かめやま教育通信

第83回



大切な子どもたちの安全・安心を守るための「災害共済給付制度」

日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度とは

学校等の管理下における児童・生徒等の災害(負傷、疾病、傷害または死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付)を行うもので、国、学校等の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。

令和5年度における小・中学校の一人あたりの共済掛金は次の表のとおりです。

●学校等の管理下って？

- ・授業中(例:各教科など)
- ・特別活動(例:学級活動、日常の清掃、児童(生徒)会活動など)
- ・学校行事(例:運動会、体育祭、遠足、修学旅行など)
- ・課外活動(例:部活動など)
- ・休憩時間(例:始業前、昼食時など)
- ・通学中

●小中学校の令和5年度共済掛金(一人当たり)

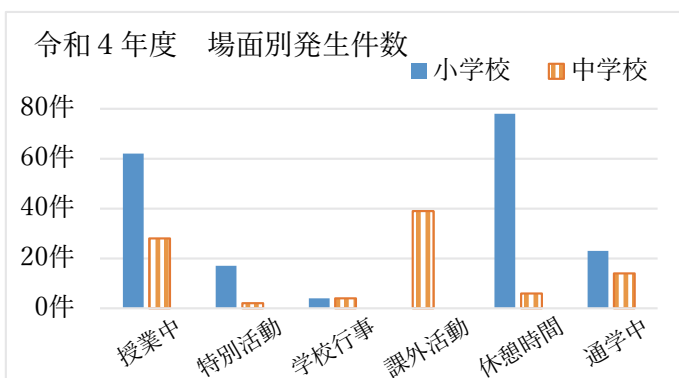
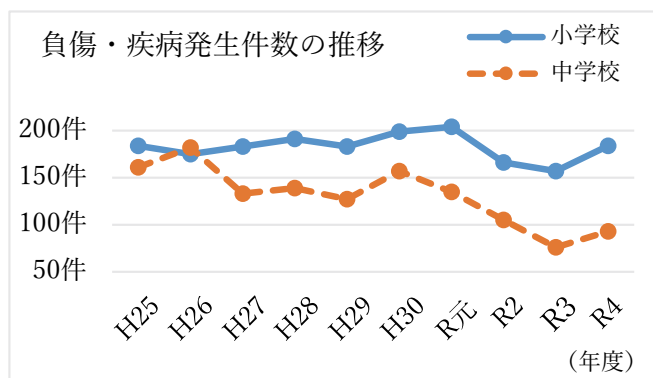
区分	保護者負担額	市負担額
共済掛金	460円	460円
免責の特約		15円



市内の負傷・疾病の状況

中学校では、生徒数の減少とともに負傷・疾病の発生件数も減少してきましたが、小学校では、ほぼ横ばいとなっています。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業や生活様式の変化などがあったため、負傷・疾病の発生件数が少なくなったと考えられます。

場面別の発生件数は、小学校では休憩時間、中学校では課外活動中が最も多く、次いで授業中、通学中の順となっています。



医療費の給付額の状況

医療費の給付額は、発生件数に比例した形でおおむね減少傾向となっていますが、令和4年度は小学校で1,457,563円、中学校で1,407,928円が給付されています。

大切な子どもたちの安全・安心を守る取り組みとして、これからも災害共済給付制度へのご理解とご協力をお願いします。

